

公 示 送 達 書							第 25-4 号
下記の書類は、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。 なお、この書類は、私が保管していますから、いつでもお受け取りください。 令和 8 年 9 月 3 日 福岡県田川県税事務所長							
送達を受けるべき者の住所・氏名	送達する書類の名称	年度	納税通知書番号	納期限	変更納期限 〔督促状等の場合は 督促状等の発付期日〕	備考	
谷口 愛誠	国税徴収法 第54条						

注 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。